

定であるということができる」というが、信仰を得るかどうかは情緒だけによるものではなく、理性にも重きを置くものであり、原判決の判断は誤りである。

「宗教の伝道・教化活動は、自由な意思決定を歪めないで、信仰を受け入れるという選択、あるいは、信仰を持ち続けるという選択をさせるものでなければならない」というのは原判決の通りである。

2 「2」について（原判決257頁～）

(1) 原判決は、「伝道活動についてみると、信仰を受け入れさせるという宗教の伝道活動は、まず第一に、神の教えであること（教えの宗教性あるいは神秘性）を明らかにした上で相手方に信仰をさせようとするものでなければならないとすべきである」（257頁）などと述べる。元より、「教えの神秘性」なるものは、既述の通り原判決の誤った宗教観からくる判示であり不当である。また、教えの宗教性に関して言えば、原判決は「情報開示後の同意」（インフォームド・コンセント）を要求しているものであるが、いつの時点でどこまで伝えるかに関してある程度伝道する側にも自由な判断が認められるべきであって、こうした要求が過度のものとなるなら宗教活動に対する国家の干渉であり不当である。

被控訴人らにあっては、信仰を受け入れる時点では、既に統一教会であることを明かされていたのであるから、入信に必要な情報を十分に提供されていたと言える。さらに、ビデオセンター段階でも、統一原理に関するビデオの当初から、「宗教」、「神」、「靈界」、「メシヤ」、「墮落」、「救い」といった言葉は頻繁に出てくるのであって、神の教えであることは容易に分かったはずであり、入信過程において被控訴人の意思決定の自由が妨げられた事実はない。